

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条第4項に基づき、公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会（以下「この法人」という）が受け入れる寄附金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附金等の種類)

第2条 この法人が受け入れる寄附金等の種類は次のとおりとする。

- (1) 通常寄附金 この法人の会員又は、会員を含む広く社会一般に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金。
- (2) 公募寄附金 この法人の会員又は、会員を含む広く社会一般に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金。
募集に当たり、あらかじめ募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という）をもって理事会の承認を得る。
- (3) 特別寄付金 前各号のほかに、個人又は団体から受領する寄付金及び、金銭以外の財産権。

(受入手続)

第3条 寄附金等をこの法人に寄附しようとする者は、書面（電磁的方法によるものを含む）にて寄附金の申し込みを行う。

(受入基準)

- 第4条 この法人は、第2条の寄附金に関して、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金等を受け入れることができないものとする。
- (1) 寄附者から、対価として何らかの利益または便宜の供与等、あるいは、運営上支障があるとこの法人の理事長が認める条件を附されているとき
 - (2) 寄附金等を受け入れることにより、この法人の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金等が当会の目的の達成に資するものでないと判断されるとき

(寄附金等の取扱い)

- 第5条 通常寄附金は公益目的事業に使用する。ただし、50%以下を法人会計に使用することができる。
- 2 用途の定めのある寄附金については、定め通りに使用する。

(募金目論見書の交付等)

- 第6条 公募寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同し

て寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第7条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を、寄付者に送付する。

2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載する。

(募金に係る結果の報告)

第8条 この法人は、公募寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付する。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 この法人は、公募寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付する。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(情報公開)

第9条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、この法人が公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会として移行登記した日から施行する。